

スポーツ指導等に伴う暴力とハラスメントについて

－ 理事会決議に基づく会長声明 －

年初以来、スポーツ指導において暴力を行使されたことが明らかとなり、社会問題化している。スポーツ指導や競技会等の場において暴力及びハラスメントはあってはならないものであり、またスポーツ指導において暴力及びハラスメントは許容できない行為である。日本テニス協会は、本協会役員、委員、職員および登録選手、公認審判員・指導員等を対象とした倫理規程において、身体的・精神的暴力及びハラスメントを反人道的行為とし、そうした事態の発生防止に努めてきたところである。特に公認テニス指導者等に対しては、講習会等を通じ、スポーツマンシップに関する指導を行ってきたところである。

また日本テニス協会は、この度の不幸な事例の発生に対して、日本体育協会及び日本オリンピック委員会の要請に基づき、加盟団体として本協会役員・関係者、本協会公認のテニス指導者、加盟団体である地域・都道府県テニス協会、さらには協力団体に対し、スポーツ指導等における暴力やハラスメントの根絶に向けた要請や呼びかけを行った。そして、テニスに係る事実関係調査については、日本オリンピック委員会によるオリンピック強化指定選手及びコーチに対するアンケート調査の実施への協力を行った。

日本テニス協会は、スポーツ基本法、公益法人改革関連法令、そしてスポーツ指導での暴力事件が発覚した以降に発せられた文部科学大臣、日本体育協会、日本オリンピック委員会、そして内閣府公益認定等委員会のメッセージや所感等に鑑み、テニス指導や競技会等の場において暴力とハラスメントを生じさせないため、以下の 12 の施策（詳細は別紙）を採ることとした。なお、これらの施策の多くは、日本テニス協会定款、諸規則で対応可能なものに限定されたものであるが、一部の施策については、現行規則の改正や新規規則の制定を前提としたものである。

1. テニス指導における暴力・ハラスメントの事実関係の第三者委員会設置による独自調査の実施
2. 日本テニス協会の業務運営に参加している役員、委員、職員のコンプライアンス・セルフガバナンスの確立と確保
3. 公認指導者、登録選手、公認審判員に対するスポーツ現場における暴力・ハラスメント行為の根絶とフェアプレーの精神に則った行動の指導
4. 加盟団体への要請及び助言
5. 協力団体への呼びかけ
6. 相談窓口の設置
7. スポーツ指導者の養成・研修の在り方の改善
8. 倫理規程の見直し及び懲罰規程の見直し
9. 公認指導者登録規則の制定とそれに基づく登録の抹消と停止に関する条文の整備
10. 公認指導者、登録選手、公認審判員及び日本テニス協会役員・委員・職員等への倫理規程の厳正な適用
11. 暴力・ハラスメント問題が発生した際の対応体制の整備
12. スポーツ指導環境の向上に向けた JOC および日本体育協会との連携・協力行動

公益財団法人日本テニス協会
会長 畔柳 信雄